

おしえて!! 大阪消防庁

読者の皆さま、こんにちは。

先月号から連載を開始した「おしえて!! 大阪消防庁」

先月号の予告どおり、今月は「特別区設置に伴う消防組織の改編」についてということで、大阪市消防局の体制がどう変わるのかをお話させていただきます。

特別区設置時の組織体制

大阪市域に特別区が設置されれば、消防組織法の規定により、特別区の消防事務を大阪府知事が管理することになり、当局は大阪府の組織に再編されます。大阪府・市が設置する「大都市制度(特別区設置)協議会」でも、特別区設置後は、大阪府に新たに「消防庁」という組織が設置され、当局の3500人の消防職員や施設がそのまま大阪府に移管される案が示されています。

消防本部の名称変更

大阪府に組織が移管された場合、職員もそのまま、「特別区全域」大阪市域であるため、管轄する区域・人口もそのままであるのに対し、組織体制で変更となる点として、何よりまず、消防本部の名称が挙げられます。現段階では、本特集コンテンツのテーマでもある「大阪消防庁」への名称変更が想定されていますが、その手続きに際しては、昇任試験問題でもお馴染みの規定、消防組織法第10条に基づく条例制定が必要になります。また、先月号でもお伝えしたとおり、「大阪消防庁」という名称はあくまで、大阪維新の会のマニフェスト上の組織名称であるため、今後の協議結果によつては、「大阪消防本部」や「大阪府消防局」などの別名を議会に上程する可能性もあります。

ところで、国の行政機関における「庁」とは、省等の外局として位置づけられています(外局とは、省に直属するが、その内外部局の外にあつて、特殊な任務を所管するもの)。特別区設置後の大阪府の組織機構案におい

て、消防は、他の部局と違った系統に位置しているため、教育庁と同様、部局名称に「庁」が使われています。その点からも、消防本部の名称に「庁」を使用することも、妥当と判断されるかもしれません。

大阪府の組織機構(特別区設置時)

※()内の数字は職員数(単位:人)

知事	危機管理局 (50)	(防災、危機管理、被災地支援等)
	特別区連携局 (50)	(特別区との連携、大阪府・特別区協議会(仮称)等)
	政策企画局 (150)	(成長戦略、府政の総合企画、副首都化、万博等)
	総務局 (400)	(法務、人事、市町村等)
	財務局 (1,450)	(予算、税務、公民連携等)
	スマートシティ戦略局 (50)	(スマートシティ、ICT、業務改革等)
	府民生活局 (200)	(人権、男女共同参画、大学、広報・広聴、治安、青少年等)
	都市魅力文化局 (200)	(観光、文化・スポーツ振興、博物館、動物園等)
	I R推進局 (50)	(I R(統合型リゾート)推進等)
	福祉局 (1,050)	(地域福祉、障がい者、高齢者、子ども等)
	健康医療局 (1,050)	(医療、健康づくり、公衆衛生等)
	経済労働局 (550)	(産業振興、企業支援、雇用、人材育成等)
	環境農林水産局 (850)	(環境、エネルギー、緑化、農林水産業振興、市場等)
	都市計画局 (150)	(都市計画、まちづくり、広域インフラ(計画)等)
	都市整備局 (1,550)	(道路、河川、公園等)
	港湾局 (700)	(港湾)
	下水道局 (700)	(下水道)
	住宅建築局 (450)	(住宅、公共建築、りんくうタウン等)
副知事	会計局 (50)	(出納、審査等)
	消防庁 (3,500)	(消防)
	水道局 (1,450)	(水道)
府議会	教育庁 (700)	(学校教育、社会教育等)
	その他の行政委員会事務局 (100)	(選挙管理委員会、監査委員、人事委員会等)